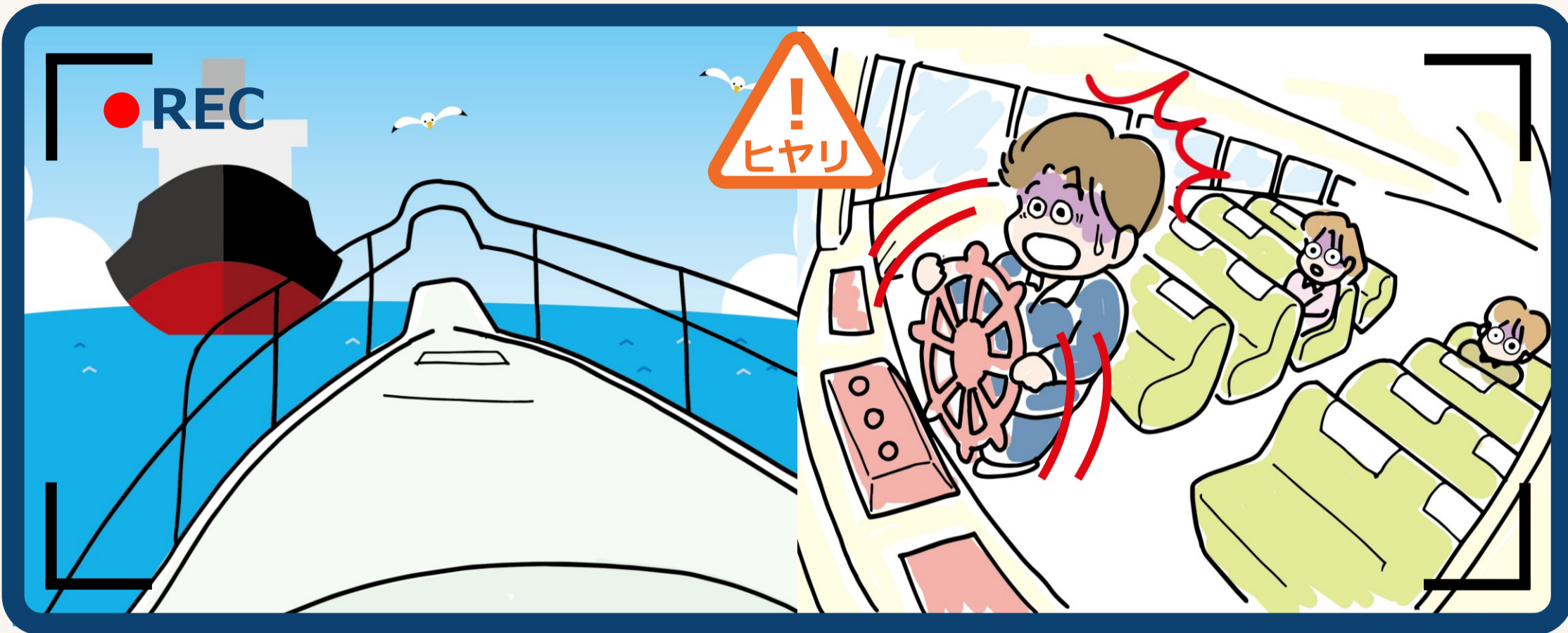


そのヒヤリ、 見逃していませんか？

～ドライブレコーダーを活用した教育訓練が義務化されます～



令和9年4月から義務化※

※小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第2号許可）が対象

※義務化対象外にも推奨



船舶におけるドライブレコーダーの映像を
活用した教育訓練ガイドライン

教育訓練ガイドライン



④ 映像の教育への活用

ドライブレコーダーの導入を進める中で
特に重要なのが「教育訓練への活用」です

紹介動画



事例集

詳しくはこちら



スマホで簡単アクセス！



ガイドライン／紹介動画／事例集／性能要件



お問い合わせ先

国土交通省 海事局 安全政策課

hqt-ship-drive-rec@gxb.mlit.go.jp / 03-5253-8631



国土交通省